

## <ホルマリン取り扱い中止のお知らせ>

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、社団法人日本衛生検査所協会より「毒物・劇物の取り扱いについて」の通知があり、病理検査用としてご提供しておりますホルマリン及び下記品目が、毒物及び劇物取締法の対象に該当する旨の指導を受けました。

これに伴い、弊社では法令遵守の立場からやむおえず下記品目の取り扱いを中止させて頂きたくご案内申し上げます。

先生方にはご迷惑をお掛けすると存じますが、何卒弊社事情をご賢察の上、ご了承の程お願い申し上げます。

敬具

### 記

取り扱い終了日 平成16年10月30日(土)

取り扱い中止対象品目 ホルマリン

(その他、6N塩酸、トルエン、KOHも対象に含まれております。)

適用法令 毒物及び劇物取締法第3条3号(禁止規定)

「毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。」

\*空の病理容器につきましては従来通りお届けいたします。

\*病理組織の入ったホルマリン入り容器につきましては、毒物及び劇物取締法の適用外となりますので、従来通り集配員がお預かりすることに問題はないと、厚生労働省の見解を頂いています。

尚、今後のご購入に際しては各製薬卸メーカーへお問い合わせいただければ、各社取り扱っております。